

指導監査の対象別の連絡事項

監査対象	連 絡 事 項
法人本部	<p>〔監査の一部省略について〕</p> <p>法人本部の監査（以下「法人監査」という。）については、ホームページ掲載の資料3「法人監査の指導監査事項の省略等について」のとおり、一定の要件を満たす場合、監査の一部を省略します。該当となる場合は、必要書類を7月31日（木）までに提出してください。</p> <p>社会福祉法第59条の規定による届出に併せ、独立監査人による監査報告書を提出されている場合は、再提出の必要はありません。</p> <p>なお、監査の指摘件数が多い法人や法人運営等に問題が認められた法人については、監査の一部省略は行いません。</p>
	<p>〔公認会計士の同行について〕</p> <p>他都市の社会福祉法人において巨額の不正事件が発生したことを契機に、国から、公認会計士等の会計専門家を指導監査に活用するよう推奨されているところです。</p> <p>こうしたことを踏まえ、本市においても、令和6年度から、原則として公認会計士が同行の上、法人監査を実施することとしました。</p> <p>つきましては、公認会計士の同席に御協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、公認会計士は所轄庁職員の身分を有しないことから、社会福祉法第56条第1項に規定する監査権限を行使することはできません。そのため、公認会計士の同行について法人において支障があると判断される場合は、所轄庁職員のみで法人監査を実施させていただきます（公認会計士法により公認会計士には守秘義務があるほか、委託契約でも公認会計士に守秘義務を課しています。）。8月に公認会計士同行の委託契約を締結する関係で、恐れ入りますが公認会計士の同席に支障がある場合は、7月末までに、その旨を御連絡くださいますようお願いいたします。</p>
認定こども園	<p>〔会計経理の監査の省略について〕</p> <p>認定こども園の会計経理の監査については、ホームページ掲載の資料4「認定こども園の会計監査の省略について」のとおり、一定の要件を満たす場合は、会計経理の監査を省略します。該当となる場合は、必要書類を監査資料に併せて提出してください。要件を満たす場合は、会計経理関係書類の提出・準備は不要です。</p>
児童福祉施設	<p>〔会計経理の書面監査について〕</p> <p>「社会福祉施設等指導監査の実施について（通知）」の会計監査の欄が「書面」となっている児童福祉施設については、会計経理の監査は、実地では行わず、指導監査事前提出資料により書面で実施します。</p> <p>会計経理の内容について確認する際は、監査実施日の前後に、電話で確認させていただきますので、監査実施日に、会計経理関係書類の準備は不要です。また、会計経理に関する質問に対応していただく職員や税理士等に待機していただく必要もありません。</p> <p>なお、施設管理及び利用者処遇の監査は、実地で行います。</p> <p>（児童福祉施設については、新設後3年目までの施設や指摘事項が多い施設を除き、会計経理に関する監査は、実地と書面を隔年で実施しています。）</p>

老人福祉施設	<p>〔会計経理の監査の実施方法について〕</p> <p>老人福祉施設の会計経理の監査は、施設監査では実施せず、法人本部の監査がある時に法人監査として実施します。</p> <p>施設の会計経理の監査は、原則として各施設で実施することとしていますが、法人本部で会計帳簿を集中管理している場合など、各施設に監査資料が置かれていない場合は、法人本部で監査をすることもできますので、御相談ください。</p> <p>なお、法人本部で監査を行う場合は、小口現金出納簿、現金出納簿及び領収書を法人本部に持ち込んでおいてください。</p>
---------------	--